

指定障害福祉サービス事業所等 運営法人代表者 様
指定障害者支援施設 運営法人代表者 様
指定障害児通所支援事業所等 運営法人代表者 様

岐阜市障がい福祉課長

令和8年度介護給付費等及び障害児通所給付費等算定に係る
体制等に関する届出書について（通知）

平素より、本市の障がい福祉の向上にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

介護給付費及び障害児給付費等算定に係る体制等に関する届出書については、通常、加算の算定を希望する前月の15日以前に提出された場合には、翌月1日から算定することとされています。

ただし、前年度または前年度末日の実績に応じて基本報酬の算定区分や加算単位数が決定するものについては、指定権者が指定する期限までに届出があり、要件等の不備がなく受理可能となれば、4月1日に遡って加算を算定することとしています。

該当がある場合は、遅滞なく届出をご提出くださいますようお願いいたします。期限までに提出いただいた届出については、令和8年4月サービス提供分の請求に反映します。なお、事後の要件審査により、届出内容について不備、算定要件を満たしていない等が判明した場合は過誤調整の対象となりますので、ご承知おきください。

届出に当たっては、厚生労働省ホームページ等で報酬告示、留意事項等を各事業所においてご確認ください。

記

1 届出期限

令和8年4月15日（水）【必着】

2 届出書類（様式は岐阜市障がい福祉課ホームページに掲載しています。）

○岐阜市ホームページ「介護給付費等算定に係る体制届について」

(<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/syougaisyafukushi/1004754/1004765/1004767.html>)

ホーム>健康・福祉>障がい福祉>障がい福祉事業所の方へ>指定障害福祉サービス事業所の指定手続き>障害福祉サービス事業者等の指定申請等の手続き

○岐阜市ホームページ「障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する届出書について」

(<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/syougaisyafukushi/1004754/1004761.html>)

ホーム>健康・福祉>障がい福祉>障がい福祉事業所の方へ>事業所の指定手続き・体制届等について>障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する届出書について

3 届出先

介護給付費等算定に係る体制届	岐阜市 障がい福祉課 指導係 (持参もしくは郵送)
障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する届出書	岐阜市 障がい福祉課 指導係 (原則Logoフォームによる提出) https://logoform.jp/form/BcLm/1289679

4 年度当初の点検を要する基本報酬・加算等（前年度の実績等が算定要件）

前年度の実績等に応じて当該年度の基本報酬の算定区分や加算単位数が決まるため、年度当初において確認の上、期限までに届出を行ってください。変更がない場合においては、届出は不要（※）ですが、前年度実績に基づいた見直し結果の積算資料は必ず保管してください。

＜年度当初の点検が必要な報酬・加算等の例＞

サービス名	報酬・加算名
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	1. 特定事業所加算
療養介護	1. 人員配置区分 2. 人員配置体制加算
生活介護	1. 人員配置区分 2. 人員配置体制加算 3. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 4. 就労移行支援体制加算 5. 重度障害者支援加算 6. 高次脳機能障害者支援体制加算
施設入所支援	1. 夜勤職員配置体制加算 2. 重度障害者支援加算 3. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 4. 高次脳機能障害者支援体制加算 5. 地域移行支援体制加算
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	1. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 2. 就労移行支援体制加算 3. 高次脳機能障害者支援体制加算
宿泊型自立訓練	1. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 2. 地域移行支援体制強化加算 3. 通勤者生活支援加算 4. 夜間支援等体制加算 5. 高次脳機能障害者支援体制加算
就労移行支援	1. 基本報酬（就労定着率区分） 2. 移行準備支援体制加算 3. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 4. 高次脳機能障害者支援体制加算
就労継続支援A型	1. 基本報酬（人員配置区分、評価点区分） 2. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 3. 重度者支援体制加算 4. 就労移行支援体制加算 5. 高次脳機能障害者支援体制加算
就労継続支援B型	1. 基本報酬（人員配置区分、平均工賃月額区分（工賃月額に応じた報酬体系を選択した場合に限る）） 2. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 3. 重度者支援体制加算 4. 就労移行支援体制加算 5. 目標工賃達成指導員配置加算

	6. 目標工賃達成加算 7. 高次脳機能障害者支援体制加算
就労定着支援	1. 基本報酬（就労定着率区分） 2. 就労定着実績体制加算
共同生活援助	1. 基本報酬（人員配置区分） 2. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 3. 通勤者生活支援加算 4. 夜間支援等体制加算 5. 重度障害者支援加算
地域相談支援（地域移行支援）	1. 基本報酬（地域移行支援サービス費）
児童発達支援	1. 未就学児等支援区分 2. 看護職員加配加算
放課後等デイサービス	1. 看護職員加配加算

※【点検の結果に関わらず、届出を求める加算等】

- ① 就労移行支援：就労定着支援体制加算、移行準備支援体制加算
- ② 就労継続支援A型：基本報酬区分（別添の生産活動シート（A型）を添付）、就労移行支援体制加算（一般就労後6か月定着を示す書類を添付）、重度支援体制加算、
- ③ 就労継続支援B型：基本報酬区分（別添の生産活動シート（B型）を添付）、就労移行支援体制加算（一般就労後6か月定着を示す書類を添付）、重度支援体制加算、
- ④ 主として重症心身障害児を対象とした児童発達支援及び放課後等デイサービス：看護職員加配加算
（利用児童の医療的スコアを確認できる書類及び利用児童の利用日数を確認できる書類を添付）

5 その他留意事項

- (1) 「利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る届出書」は、毎年度、届出が必要となりますので、該当事業所は令和8年4月15日（水）までにご提出ください。
- (2) 例年、福祉専門職員配置等加算について、4月15日までの届出で提出される事業所が見受けられます。冒頭に記載のとおり、前年度または前年度末日の実績に応じて算定区分や加算単位数が決定するものについてのみ、4月1日に遡って加算を算定することとしています。前年度または前年度末日の実績を要件としない加算を4月より算定予定の場合は、通常のとおり3月13日（金）までの提出が必要です。
- (3) 職員配置の変更等により、加算等が算定されなくなる又は算定する単位数が減少する場合、必ず事前に届出を行ってください。届出を行わず、そのまま給付費の請求を行った場合、不正請求となり、不当利得の返還措置のみならず、行政処分を行う可能性があります。加算の算定要件や人員配置区分を十分にご確認ください。
- (4) 福祉・介護職員処遇改善加算の取り扱いについては、厚生労働省及びこども家庭庁より通知が届き次第ご案内いたします。